

あなたは『児童虐待』を知っていますか？

児童虐待・・・親が自分の子ども（18歳より下）にケガをさせたり、心が傷つくようなことをしたり、言ったりすることです。法律で禁止されています。

○身体的虐待

子どもの体をケガさせるようなことをすること。

〈例〉

- ・殴る、蹴る、物でたたく
- ・息ができないようにする
- ・家の中に入れない
- ・強くゆする
- ・やけどをさせる
- ・投げて落とす



○性的虐待

子どもを性の相手としてみて、わいせつなことをすること。

〈例〉

- ・子どもを性の相手とする
- ・子どもの性器をさわる
- ・子どもに性器をさわらせる
- ・子どもに性交をみせる

○ネグレクト

子どもの世話をしないこと。

〈例〉

- ・小さい子を家に一人残して出かける
- ・食事を食べさせない
- ・ひどく汚れても、そのままにする
- ・病気になるっても病院に行かせない
- ・他の人が子どもを殴ったり、子どもがいやがることをしても止めない

○心理的虐待

子どもの心を傷つけること。

〈例〉

- ・きつい言葉で怖がらせる
 - ・話を聞かない、話かけない
 - ・きょうだいのなかで一人にだけいやなことをする
- ※子どもの前で父親と母親がけんかしてはいけません。



こ どもをそだ てるためでも ぼうりょく ぼうげん 暴力・暴言は じどうぎゃくたい 児童虐待です

ぼうりょく 暴力・・・子どもを たた 叩いたり、け 蹴ったりすること など

ぼうげん 暴言・・・大きな おお 声で おこ 怒ること など

子どもを そだ てるためでも け 蹴ったり たた 叩いたり、ひどいことば 言葉で しか 叱っては いけません。たとえば つぎ 次のことも してはいけません。

- ことば 言葉で なんと 何度 ちゅうい 注意しても、い 言うことを き 聞かないので こ どもを たた 叩きました。
- わる 悪いことを したときに、ベルトで こ どもの あし 足を たた 叩きました。
- こ どもに やるき 気を出させるため、こ どもの こころ 心を きず 傷つける ひどいことば 言葉を い 言いました。

じどうぎゃくたい 児童虐待は こ どもがそだ 育つのに、よくないです

○ ぼうりょく 暴力や ぼうげん 暴言の せいで、こ どもの のう 脳に わる 悪い へんか 変化が あることが わかっています。

○ おや 親から ぎゃくたい 虐待された こ どもは、こうなることがあります。

- おや 親を しん 信じられなく なります
- こころ 心の びょうき 病気に なります
- やっては いけないことを するように なります
- ひと 人と あらそ 争うことや けんか けんかをすることが ふえます

★ こそだ 子育てに困った時や、こま とき 児童虐待を じどうぎゃくたい 受けているかもしれない子を う 見つけた時は 見つめた時は 住んでいる す 市や まち 町の こそだ 子育て相談窓口(こそだ とうだんまどぐち)に そうだん 相談してください。じどう 児童相談所(じどう そうだんじょ)でも よいです。

しずおかけんせいふけんこうふくし 静岡県西部健康福祉センター (せいふ じどう そうだんじょ 西部児童相談所)

〒438-8622 しずおかけんいわたしみつけ 静岡県磐田市見付3599-4

でんわ 電話 0538-37-2810 FAX 0538-37-2841

